



平成31年3月29日

水管理・国土保全局
水資源部水資源政策課

いしき ほんみょうがわ
石木ダム及び本明川ダムの水源地域対策を行う区域を指定
～ダム建設事業に係る水源地域対策特別措置法に基づく水源地域を指定～

本日、水源地域対策特別措置法に基づき、長崎県知事の申出により、石木ダム及び本明川ダムに係る水源地域を指定しました。（官報公示）

かわたながわ いしきがわいしき ほんみょうがわ ほんみょうがわほんみょうがわ
川棚川水系石木川石木ダム及び本明川水系本明川本明川ダムに係る水源地域は、長崎県知事が関係市町村長の意見を聴いて行った申出に基づき、国土交通大臣が指定したものです。

今後、ダム建設による水源地域の基礎条件の著しい変化の影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図るための水源地域整備計画の案を長崎県知事が作成していくこととなります。

各ダムの位置図



【添付資料】

別紙1 水源地域の指定（石木ダム関係）

別紙2 水源地域の指定（本明川ダム関係）

参考資料1 水源地域対策特別措置法 概要

参考資料2 水源地域整備計画の決定及び事業実施までの流れ

参考資料3 ダム建設事業の概要

【問い合わせ先】

水管理・国土保全局 水資源部 水資源政策課 水源地域振興室 杉町、野村
 （代表）03-5253-8111 （内線）31-313、31-314
 （直通）03-5253-8392 (FAX) 03-5253-1581